

令和8年度 愛荘町物価高騰対応商品券交付事業に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「愛荘町物価高騰対応商品券交付事業」を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するために必要な事項を定める。

1 目的

本業務は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、住民一人当たり 8,000 円分の物価高騰対応商品券を交付することにより、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている住民の家計負担の軽減および町内の消費喚起により町内事業者を支援することで、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

本事業の実施に当たっては、民間事業者の持つスキームや専門的なノウハウが求められるため、受託希望者を広く公募する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 愛荘町物価高騰対応商品券交付事業

(2) 業務内容

令和8年度 愛荘町物価高騰対応商品券交付事業仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 事業費限度額

業務に係る事業費は 37,000,000 円(消費税及び地方消費税含む。)とし、換金原資は含まない。

また、事業費限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものである。なお、事業費限度額を上回る金額で見積りを行ったときは失格とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続または民事再生法(平成

11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者または同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）において、同様の業務を受託した実績があること。
- (10) 令和 8・9 年度愛荘町入札参加資格審査申請（物品・役務の提供）を行い、資格の認定を受けている。

※ただし、資格の認定を受けていない者について、次に掲げる書類を提出し、適正に受理された者は、本プロポーザルに限り、資格の認定を受けている者とみなす。

- (ア) 法人登記簿謄本または登記事項証明書
- (イ) 直近年度の国税（法人税、消費税および地方消費税）、都道府県税（事業税および都道府県民税）および市町村税（法人市町村民税、固定資産税および軽自動車税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (ウ) 貸借対照表および損益計算書

(11) その他

参加者は、契約候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 担当部署

愛荘町みらい創生課 担当 居嶋

所在地 〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地
(愛荘町役場本庁舎 2 階)

電話 0749-29-9046 (直通)

FAX 0749-42-7377

メール seisaku@town.aisho.lg.jp

5 スケジュール

全体のスケジュールの概要は、次のとおりとする。

内容	期日
公告	令和 8 年 4 月 3 日 (金)
質問書の提出期限	令和 8 年 4 月 10 日 (金) 17 時まで
質問書に対する回答	令和 8 年 4 月 15 日 (水)
参加申込書提出期限	令和 8 年 4 月 23 日 (木) 17 時まで

企画提案書等提出期限	令和8年5月1日（金）17時まで
プレゼンテーションおよび質疑応答	令和8年5月13日（水）【予定】
審査結果通知	令和8年5月15日（金）【予定】

6 質問の受付および回答

(1) 質問の受付

ア 受付期限および提出方法

令和8年4月10日（金）17時まで

質問書（様式第5号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出し確認の電話をすること。

※メールタイトルを「物価高騰対応商品券交付事業に関する質問（会社名）」とすること。

イ 提出先

「4 担当部署」と同じ

(2) 質問に対する回答

ア 回答日

令和8年4月15日（水）

イ 質問への回答は、本町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）※代表者印を押印すること

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 業務実績書（様式第3号）

令和3年度以降の本委託業務と同様の業務実績を記載すること。また、契約実績の内容を確認できる書類（契約書の写し）を添付すること。

エ 法人登記簿謄本または登記事項証明書

オ 直近年度の国税、都道府県税および市町村税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ 貸借対照表および損益計算書（令和8・9年度愛荘町入札参加資格の認定を受けていない場合）

キ 参加資格要件該当誓約書（様式第4号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年4月23日（木）17時まで ※必着

(4) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送等（持参の場合は町の休日を除く9時から17時まで。郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

(6) 辞退

参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式6号）を提出すること。

8 資格要件の確認

「3 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年4月24日までにプロポーザル参加資格確認結果通知書を電子メールにより通知する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 提案書類提出書（様式第7号）
- イ 企画提案書（参考様式または任意様式）
- ウ 見積書（参考様式または任意様式）

(2) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

(3) 提出期限

令和8年5月1日（金）17時まで ※必着

(4) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送等（持参の場合は町の休日を除く9時から17時まで。郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

(6) 留意事項

参加申込書の提出がない者は、企画提案書の提出を受け付けないものとする。

10 資格審査および提案の選考

(1) 選定審査委員会の設置

愛荘町物価高騰対応商品券交付事業事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、本プロポーザルの実施および企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(2) 審査方法

ア 応募事業者資格の確認審査

発注者は、応募資格の確認審査を参加申込書類により実施し、この実施要領

に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。
なお、資格不備の場合には失格とする。

イ プレゼンテーションおよび質疑応答

提出された提案書に基づき、1事業者ずつプレゼンテーションおよび質疑
応答を行う。ただし、応募事業者多数の場合は、書類審査を行い、プレゼンテ
ーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

(ア) 日 時 令和8年5月13日(水) ※時間は別途通知

(イ) 場 所 愛荘町役場本庁舎 第1委員会室

(ウ) 時 間 プレゼンテーション(20分以内)と質疑応答を含めて30分
程度

(エ) 出席者 3名以内

(オ) 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

(プロジェクトおよびスクリーンは、発注者において準備する。)

(カ) プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする。

(キ) 応募事業者のプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるもの
とし、追加の提案資料等は認めない。

ウ 評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 評価審査

ア 審査は、審査委員会において、企画提案応募書類、プレゼンテーションおよび
質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

イ 各審査委員が採点した結果を集計し、合計点が最も高い者を契約候補者とし
て選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、審査委員の投票により契約候
補者を選定する。

ウ 応募事業者が1者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を
行い、選定の可否を決定する。

(4) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契
約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知および公表

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、町ホームページに公表
する。

なお、審査方法、審査内容および審査結果に対する異議申立ては認めない。

1.1 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募事業者を失格とする。

(1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合

- (2) 提出書類が定められた提出期限、場所および方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 見積書の金額等が「2 (4) 事業費限度額」を超える場合
- (6) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

1.2 情報公開および提供

本プロポーザル実施に関する情報および契約候補者から提出された資料は、愛荘町情報公開条例（平成18年愛荘町条例第7号）に基づき公開することがある。

1.3 著作権および提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募事業者が提出した書類等の著作権については、本町に帰属しない。
- (2) 本町は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、提出された書類等を複製することがある。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出および内容変更は認めない。
- (5) 本要領に示した書類の他に、本町が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(別紙)

評価基準表

評価項目		評価点	
①企画提案	業務理解度	商品券、クーポン券等の事業に関する理解・知識が十分あるか。	10
		仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10
	独創性と実現性	仕様書に基づく提案に加えて、企画力、専門知識に基づき、創意工夫のされた企画提案内容となっているか。	15
②業務実績・実施体制	業務実績	本業務を遂行可能と判断できる実績を有しているか。	15
	実施体制	円滑に業務が行える体制となっているか。	10
		事業者が換金しやすいようなシステム、手法であるか。	20
		確実な業務遂行が可能と判断できるスケジュールが組まれているか。	5
個人情報保護・セキュリティ対策	個人情報の管理やセキュリティ対策について、十分な対策が講じられているか。	5	
③見積金額	見積金額の経済性および妥当性があるか。	10	
合計		100	